



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	誤起訴・誤判の原因に関する意識調査：弁護士と学生、および個別事例にもとづく判断と一般的判断の比較
Author(s)	仲，真紀子；村井，敏邦；一瀬，敬一郎
Description	第2部 刑事司法にかかわる人たちの意識と行動．第1章．
Relation	刑事司法と心理学：法と心理学の新たな地平線を求めて，村井敏邦編，（龍谷大学社会科学研究所叢書），ISBN: 4535514682, pp.61-103
Issue Date	2005-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44739
Type	book part
File Information	KSS2005_61-103.pdf



第1章

誤起訴・誤判の原因に関する意識調査

弁護士と学生、および個別事例にもとづく判断と一般的判断の比較

仲 真紀子・村井敏邦・一瀬敬一郎

1 はじめに

免田事件、弘前事件、財田川事件など、無実だと考えられる人が誤って起訴されたり、裁判で有罪となった事件は相当数にのぼる。なぜこういった過ちが生じるのか。この問題に迫るために特定の事例や回答者を対象に、誤起訴・誤判事例に共通する要因を探る研究が行われている。

画期的な研究の1つとして、日本弁護士連合会第24回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会による「刑事裁判と誤判原因」資料集（日弁連，1981）を挙げることができる。この報告書は事例研究とアンケート調査からなる。事例研究では、白鳥決定以後に再審開始決定のあった事件8件のうち、昭和20年、30年代の事件6件について誤判原因が分析されている。また、調査研究では全国の11687人の弁護士を対象とし、1次および2次調査を行い、それぞれ683人、380人から回答を得ている。これらの調査結果は多岐にわたるが、①捜査の不備・違法、②裁判所の予断・偏見の他、特に③虚偽自白や共犯者の虚偽供述が、冤罪の形成に大きな役割を果たしていることが示された（表2-1-1に1次調査、表2-1-2に2次調査の結果を示す）。違法な見込み捜査や代用監獄での長期間にわたる圧力的

表 2-1-1 人権擁護委員会による誤起訴・誤判の原因（1次調査より）

誤起訴・誤判の原因	報告数*1	報告者%*2	報告%
捜査の不備・違法	513	75	36
初動捜査の不備	(162)	24	
物証の収集不十分	(137)	20	
別件逮捕	(50)	7	
自白の強要	(253)	34	
証拠の隠匿・偽造	(72)	11	
手持証拠の不開示	(51)	7	
その他	(17)	2	
虚偽自白	253	37	18
共犯者の虚偽供述	196	29	14
裁判所の予断・偏見	312	46	22
弁護活動の不十分	47	7	3
鑑定の誤り	96	14	7

- *1：重複カウントあり。（ ）は内数。
- *2：回答者683人に占める報告者数の％。
- *3：全報告数を100とした場合の％。

表 2-1-2 人権擁護委員会による誤起訴・誤判の原因（2次調査より）
380回答中、359件について

誤起訴・誤判の原因	報告数	報告%*1
自白	227	63
警察官に対する	186	51
検察官に対する	191	53
公判廷における	26	7
共犯者の自白・供述証拠	120	33
参考人の供述証拠	275	76
その他の供述証拠	134	37
鑑定	76	21
物証	124	34
その他	11	3

- *1：359件中に占める％。

な取り調べの結果、被疑者が虚偽自白を行い、検察官はそれを疑うことなく訴追し、裁判官は十分な吟味をすることなく有罪としてしまう、という図式を描くことができる。

また、8年後に行われた第32回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会によるアンケート結果報告書調査（日弁連，1989）も参考になる。このアンケート調査は刑事弁護の実態と問題を明らかにすることを目的として実施された。その結果、刑事弁護における問題として、①違法・不当な逮捕や起訴、②不当な勾留、③取り調べの暴行・脅迫、④不当な訴訟指揮などが問題として挙げられた。また、捜査、公判を通じての自白偏重傾向、身柄に関する緩やかな令状実務、取り調べの問題（代用監獄、長期勾留、密室での取調べ）、裁判官の偏見・予断なども問題として指摘されている。

その後の研究は、1983年に人権擁護委員会の中に作られた「誤判原因に関する調査研究委員会」によって推し進められている。この委員会は1975年以降に発生した誤起訴・誤判事例14件を分析し、「事例研究誤判」5巻にわたって報告している。そこでは捜査、公判、弁護活動の中での検討が行われており、取り調べや裁判における自白偏重に加え、不十分な弁護活動——接見を行わない、被疑者の否認をふまえた弁護や証拠収集を行わない等——も大きな問題として掲げている。1998年、委員会はこれら14件をまとめて「誤判原因の実証的研究」を刊行した。

その後、1999年に発足した「第2次誤判原因調査研究委員会」は事件の種類ごとの分析も行っている。主に『無罪事例集』（日弁連）に集められている事例から窃盗、詐欺、恐喝、横領・背任（以上、財産犯罪）、暴行・傷害、業務上過失傷害・業務上過失致死（身体犯罪）、放火、覚せい剤・その他薬物犯罪（社会犯罪）、強姦・強制わいせつ、痴漢事件（性犯罪）をそれぞれ11～33件取り上げ誤判原因を検討したところ、事件により自白供述、目撃供述、被害者供述の重みが異なっていることが明らかになった。その中間報告は「誤判に学ぶ刑事弁護」に特集としてまとめられている（『刑事弁護』No. 36, 27-118, 2003）。

表 2-1-3 Rattner (1988) による誤起訴・誤判の原因

誤起訴・誤判の原因	数	%
目撃者の誤識別	100	48
証人の偽証	21	10
刑事裁判当局者による怠慢	19	9
純粋な誤り	16	8
強制された自白	16	8
でっちあげ	8	4
刑事裁判当局者による偽証	5	2
過去の犯罪歴による警察官識別	3	2
裁判科学による誤り	3	2
その他	14	7
計	250	100

・1: 厳島・仲・原 (2002) による。

この他国外の文献に目を向けると、必ずしも誤起訴・誤判原因という観点からではないが、目撃証言や DNA 鑑定が誤判との関係で論じられている文献や (Wells, Small, Penrod, Malpass, Fulero & Brimacombe, 1998)、厳島らが紹介している Ratner らの分析がある (厳島・仲・原, 2002) (表 2-1-3)。

これらの研究により、誤起訴・誤判事例に共通する要因はかなり明らかになってきた。しかし、これで十分だとは言えない。欧米の研究では参考人供述 (目撃証言等) や鑑定 (DNA、血液、精液) に重点が置かれているが、日本では虚偽自白に焦点が当てられている。人権擁護委員会 (1981) によるアンケートの自由記述欄を見ると、被疑者の特性 (薬物中毒、病気、障害、少年) が問題となっている事例も多いように思われるが、こういった要因は質問項目としては検討されていない。また、『事例研究誤判』は弁護活動の不備が誤判の要因となる危険性を指摘しているが、この問題も、調査項目としては十分検討されてこなかった。こういった傾向は、研究者や回答者 (上記の研究では弁護士) が誤起訴・誤判に対してどのような意識をもっているかという問題と関係があると思われる。誤起訴・誤判には

このような原因が関わっているはずだという意識や仮説が、誤起訴・誤判原因を追究する場合に特定の項目を取り上げやすくしているのではないか⁽¹⁾。

そこで本研究では、先行研究で指摘された種々の要因を網羅的に取り上げ、誤起訴・誤判に関わる要因としてそれらがどの程度重要だと考えられているか、弁護士の意識を調べることにした。その際、回答者が経験した特定の誤起訴・誤判事例を前提に回答をもとめる特定条件と一般的な見地から回答をもとめる一般条件を設け、これらを比較することで、特定の誤起訴・誤判を体験することが意識とどのように関わるのか、あるいは関わらないのかを検討することにした。また、あわせて学生（いわば、一般市民）の意識を調べることで、弁護士による意識がいわゆる素人の意識とどのように異なるのか、あるいは異ならないのかを検討する。学生との比較を行うことは、弁護士の認識の特徴を明らかにするだけでなく、2009年に導入が決まっている裁判員制度の観点からも意義があると思われる。

2 方 法

2-1 1次調査票の作成

まず、質問項目を作成した。日弁連（1981, 1989）のアンケートで用いられた項目や事例に当たり、誤起訴・誤判に関わると考えられる項目を網羅的に収集した。これらの項目について弁護士と2日間にわたり約10時間の討議を行い、項目を削除したり追加したりして第1次調査票の項目を作成した。項目は「捜査・起訴の問題」（23項目）、「裁判の問題」（13項目）、「被疑者の特性」（14項目）、「参考人・共犯者の特性」（14項目）、「弁護活動」（6項目）の5つの領域にかかわる70項目であった⁽²⁾。

これらの項目をもとに、特定事件にもとづく調査票を作成した。調査票の教示は以下のようなものであった。なお、1989年までの事件は日弁連（1981, 1989）により既に取り上げられている可能性があるため、1990年以降の事件について尋ねることとした。

1990年（平成2年）以降に受任された刑事事件のなかで、無罪が確定した事件についてお尋ねします。事件が複数ある場合は、最も印象に残った事件についてお答えください。なお、有罪が確定した事件であっても、弁護士としては無罪判決となるべきだったとお考えの事件があれば、その事件についてお答え下さっても結構です。

質問項目の構成は、以下の通りである。まず、対象となる事件について①罪名、②事件の通称名、③発生年代、④受任時期〔起訴前・1審・控訴審・上告審・再審〕、⑤弁護の形態〔私選・国選〕、⑥判決（1審〔有罪・無罪〕、控訴審〔有罪・無罪〕、最高裁〔有罪・無罪〕、再審〔有罪・無罪〕）についても尋ね、最後に上記の70項目について⑦「この事件において、無実であるべき人が起訴または有罪判決を受けたことに対し、以下の各項目はどの程度影響があったとお考えですか」と尋ねた。反応は、〔1：どちらともいえない、2：やや重要である、3：非常に重要である〕の3件法とし、「この事件では起こらなかった、該当がなかった」という項目については〔無〕に○をつけるように教示した。

2-2 1次調査

大阪弁護士会の会員2000人を対象に調査票を郵送で送付し、ファックスで回答を求める方法により実施した。その結果、25名（1.25%）より回答を得た。日弁連（1981）による第1調査の回答率は3%、第2調査の回答率はおよそ1.5%であった。刑事事件を扱う弁護士の数は限られており、しかも誤起訴・誤判を体験したことのある弁護士数はさらに少ないだろう。そうであればこの回答率は特段に低いとは言えないかもしれない。しかし、項目数が多く、回答に手間がかかるという意見も聞かれた。そこで「その他」を尋ねる項目の一部と、詳細に過ぎると思われる項目を削除し⁽²⁾、2次調査票を作成した。

2-3 2次調査票の作成

2次調査の評定項目は「捜査・起訴の問題」22項目、「裁判の問題」12項目、「被告人の特性」9項目、「参考人・共犯者の特性」9項目、および「弁護活動の問題」5項目、計57項目である（p.72の表2-1-4を参照のこと）。これらの項目を用いて、特定事件にもとづいて意識を尋ねる調査票(A)と一般的な意識を尋ねる調査票(B)を作成した。

調査票Aの教示は以下のようなものである。

1990年（平成2年）以降に担当された刑事事件のなかで、無罪が確定した事件または有罪が確定した事件であっても、弁護人としては無罪判決となるべきだったとお考えの事件についてお尋ねします。事件が複数ある場合は、最も印象に残った事件についてお答えください。

1次調査と同様、まずこの事件について、①罪名、②事件の通称名（あれば）、③発生年代、④受任時期〔起訴前・1審・控訴審・上告審・再審〕、⑤弁護の形態〔私選・国選〕、⑥判決（1審〔有罪・無罪〕、控訴審〔有罪・無罪〕、最高裁〔有罪・無罪〕、再審〔有罪・無罪〕）を尋ねた。最後に上記の57項目について、⑦「この事件において、無実であるべき人が起訴または有罪判決を受けたことに対し、以下の各項目はどの程度影響があったとお考えですか。各項目につき、〔1：どちらともいえない、2：やや重要である、3：非常に重要である〕の該当する数字に○をつけてください。この事件では該当しない項目は飛ばしてください」という教示により回答を求めた。1次調査では「該当なし」を意味する〔無〕という選択肢を設けたが、どの選択肢にも反応がないケースがあったため、「該当しない項目は飛ばしてください」とした。

一般的な意識を尋ねる調査票Bでは、「過去の誤起訴・誤判の事件において、一般に、無実であるべき人が起訴または有罪判決を受けたことに対し、以下の各項目はどの程度影響があるとお考えですか。各項目につき、〔1：どちらともいえない、2：やや重要である、3：非常に重要である〕

の該当する数字に○をつけてください。不明な項目は飛ばしてください。」と教示し、57項目について評定を求めた。調査票 B は弁護士と学生に配布する。そこで弁護士に配布する分については、加えて「1990年（平成2年）以降に貴殿が担当された刑事事件のなかで、無罪が確定した事件または有罪が確定した事件であっても、弁護人としては無罪判決となるべきだったとお考えの事件がございましたら、お書きください。」という質問を加え、調査票 A と同じ①～⑥について尋ねた。学生用の調査票では、①性別、②年齢、③学部専攻、④冤罪について見たり読んだりした映画や作品について尋ねた。ただし紙数に制約があるため、本稿では調査票 B の①～⑥（弁護士用）および①～④（学生用）の分析は含めない。

2-4 2次調査

2003年5月に大阪で行われた国選シンポジウムで弁護士用の調査票 AB（特定条件、一般条件の両方）を配布した。このシンポジウムには全国から700人程度の参加があった。570部配布し、69部回収した（12%）。その他個別に配布し、最終的には計97人の弁護士から特定条件、一般条件の一方または両方の回答を得た。学生用は2004年1月に北海道大学の文学部、医学部の学生に配布し91部の回答を得た。こちらの回収率は100%であった。

3 結果と考察

1次調査は2次調査の項目を含んでいる。そこで、1次調査の項目のうち2次調査に対応のない項目を除外し、1次調査の回答と2次調査の特定条件の回答をまとめて分析した。また、返却されてきた調査票には、項目に1つも○がついていないものがあつた。これらを除いた結果、有効回答数は弁護士特定条件88、弁護士一般条件58、学生条件90となった。

これらの回答を対象に、以下、まず各項目への全体的な反応を調べる。そうすることで、誤起訴・誤判に影響力があると認識されている項目を明らかにすることができる。また、弁護士の特殊条件と一般条件、そして学

生条件において、認識に違いがあるかどうかを検討する。第2に、得られたデータを因子分析にかけ、相関のある項目をグループにまとめる。その上で、誤起訴・誤判に影響力があると認識されている項目群の検討を行う。また、上と同様、条件間の差を検討する。第3に、特定条件の回答を対象に、事件の罪名や判決、受任時期、国選・私選による違いがあるかどうかを検討する。

3-1 分析Ⅰ：全体の反応

3-1-1 全体の反応

「該当なし」の項目が多いため、単純に平均値を算出することは適切ではない（例えば、57項目中1項目を3、残りの56項目を「該当なし」とした場合の平均値は3であるが、9項目を3、1項目を2、残りの46項目を「該当なし」とした場合の平均値は2.9となる。この場合、1項目よりも10項目に2または3がついている回答のほうが、全体としての平均重要度は低いことになってしまう）。そこで平均値を算出するのではなく、「重要」と判断された項目の数をカウントし、これを測度として弁護士の特定条件（弁護士特定と略す）、弁護士の一般条件（弁護士一般）、学生条件の比較を行った。

まず全回答を対象に「捜査・起訴の問題」、「裁判の問題」、「被疑者の特性」、「参考人・共犯者の特性」、「弁護活動の問題」の各領域において「重要」と評定された項目をカウントした。その結果、重要とされた項目の平均個数はそれぞれ9.8（22個中）、4.9（12個中）、1.8（9個中）、1.7（9個中）、1.7（5個中）個であり、パーセントで表すと45、41、20、19、34%であった。「捜査・起訴の問題」、「裁判の問題」が多く、次に「弁護活動の問題」が多く、「被疑者の特性」や「参考人・共犯者の特性」は重要とされる度合いが低い。

領域をまとめると、弁護士特定条件において「重要」とされた項目の平均値は10.1（57個中）、弁護士一般条件では24.9（57個中）、学生条件では25.2（57個中）であり、パーセントで表すとそれぞれ18、44、44%である。弁護士特定条件よりも弁護士一般条件と学生条件で、「重要」とされる項

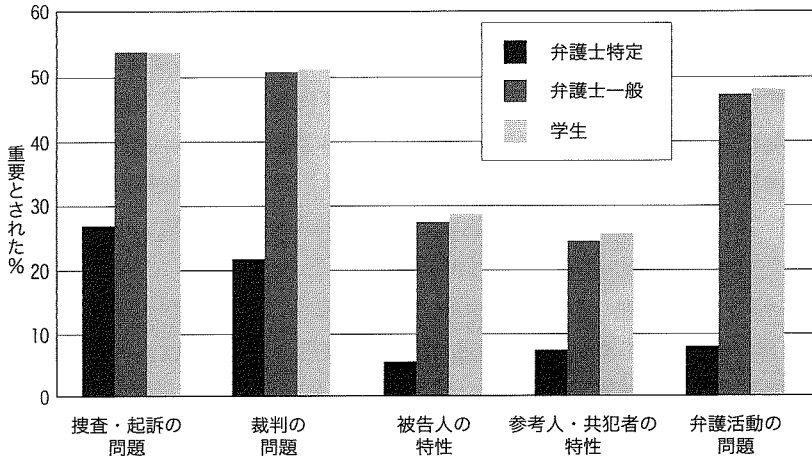


図 2-1-1 領域ごとの重要度：各領域における「重要」とされる項目の割合 (%)

目数が多い。

弁護士特定、弁護士一般、学生が各領域について「重要」とした項目の % (領域ごとの項目数で割った値) を図 2-1-1 に示す。弁護士一般と学生では「弁護活動の問題」が「捜査・起訴の問題」、「裁判の問題」と同程度に高いが、弁護士特定では「弁護活動の問題」が「被告人の特性」、「参考人・共犯者の特性」と同程度に低いことがわかる⁽³⁾。

3-1-2 各項目に対する反応

各項目について、「重要」と評定された割合 (当該の項目を「重要」と評定した人の割合) を求めたところ、表 2-1-4 (p.72) のようになった。上位の項目 (条件ごとにそれぞれ10位まで) の数値を太字で示す。以下、まず全体を概観し、その後で各条件について検討する。

全体で上位10位以内となった項目は【捜起19】無罪方向の証拠の軽視・誤認 (67%)、【捜起 2】見込み捜査 (66%)、【捜起10】被疑者に対する供

述の強要や誘導（66%）、【裁11】無罪方向の証拠の軽視・誤認（59%）、【裁1】被告人への予断・偏見（58%）、【捜起1】初動捜査の不備（52%）、【捜起11】被疑者に対する長時間の取り調べ（52%）、【捜起17】物証の軽視・誤認（50%）、【捜起14】自白の偏重（49%）、【捜起22】証拠の隠匿・偽造（49%）であった。8項目が「捜査・起訴」に関する項目であり、「裁判」に関する項目は2項目である。総じて捜査・起訴の問題が重視されているといえるだろう。被疑者に対する供述の強要や誘導、被疑者に対する長時間の取り調べ、自白の偏重といった項目を重要とする反応は、虚偽自白の問題を示唆している。また、見込み捜査、初動捜査の不備、物証の軽視・誤認、証拠の隠匿・偽造といった項目を重要とする反応は物証をめぐる問題を示唆している。

このような順位は弁護士特定、弁護士一般、学生間で異なるだろうか。各群における上位10位以内の項目で一致しているもの（数字に下線を施す）は【捜起10】被疑者に対する供述の強要や誘導、【捜起19】無罪方向の証拠の軽視・誤認、【裁1】被告人への予断・偏見、【裁11】無罪方向の証拠の軽視・誤認の4項目であった。これらの項目は一般的に共有されている、いわば誤起訴・誤判の原因として認識されやすい要因だと言えるだろう。

弁護士特定と弁護士一般で共有されている項目としては上記の他【捜起2】見込み捜査、【捜起14】自白の偏重があった。また、弁護士特定と学生で共有されている項目としては【捜起1】初動捜査の不備があった。弁護士一般と学生では共通する項目はないが、「弁護活動の問題」に上位の項目がある点一致している。弁護士一般では【弁1】起訴前弁護なし、学生では【弁4】不十分な無罪方向の証拠収集が上位10位以内に入っていた。

この他、条件に特有のものとしては、弁護士特定では【捜起16】参考人供述の評価の誤り、【捜起17】物証の軽視・誤認、【捜起18】状況証拠の軽視・誤認が比較的高い。弁護士一般では【捜起8】長期間の勾留、【捜起11】被疑者に対する長時間の取り調べ、【裁6】自白の偏重が高かった。また、学生では、【捜起9】被疑者に対する暴力、【捜起12】参考人に対する供述の強要や誘導、【捜起22】証拠の隠匿・偽造、【裁9】物証の軽視・

表 2-1-4 条件ごとの分析：「重要」と評定した人の割合 (%) *1

件 数	弁護士特定	弁護士一般	学生	全体
<捜査・起訴の問題>				
【捜起 1】初動捜査の不備	42	55	62	52
【捜起 2】見込み捜査	68	75	57	66
【捜起 3】物証の収集不十分	30	63	56	48
【捜起 4】アリバイの無視	11	31	54	32
【捜起 5】違法な任意同行	5	25	38	23
【捜起 6】違法な現行犯逮捕	6	15	42	22
【捜起 7】別件逮捕	2	51	25	23
【捜起 8】長期間の勾留	22	75	48	45
【捜起 9】被疑者に対する暴力	7	48	68	41
【捜起10】被疑者に対する供述の強要や誘導	<u>42</u>	<u>84</u>	<u>80</u>	66
【捜起11】被疑者に対する長時間の取り調べ	26	82	58	52
【捜起12】参考人に対する供述の強要や誘導	21	55	67	47
【捜起13】参考人に対する長時間の取り調べ	7	43	46	31
【捜起14】自白の偏重	35	70	50	49
【捜起15】共犯者供述の偏重	28	67	34	40
【捜起16】参考人供述の評価の誤り	47	41	40	43
【捜起17】物証の軽視・誤認	39	53	60	50
【捜起18】状況証拠の軽視・誤認	36	50	51	45
【捜起19】無罪方向の証拠の軽視・誤認	<u>64</u>	<u>72</u>	<u>67</u>	67
【捜起20】弁護活動に対する妨害	7	44	40	29
【捜起21】鑑定の誤り	10	39	56	35
【捜起22】証拠の隠匿・偽造	26	41	76	49
<裁判の問題>				
【裁 1】被告人への予断・偏見	<u>46</u>	<u>68</u>	<u>64</u>	58
【裁 2】証拠の不開示	17	60	51	40
【裁 3】証人尋問の打ち切り	2	20	32	18
【裁 4】その他訴訟指揮の不当・違法	13	31	40	27
【裁 5】証拠採否の不当・違法	17	43	45	34
【裁 6】自白の偏重	23	75	53	47

【裁7】共犯者供述の偏重	20	58	41	37
【裁8】参考人供述の評価の誤り	29	44	36	36
【裁9】物証の軽視・誤認	21	46	64	44
【裁10】状況証拠の軽視・誤認	22	48	55	41
【裁11】無罪方向の証拠の軽視・誤認	<u>42</u>	<u>68</u>	<u>71</u>	59
【裁12】鑑定の誤り	3	39	57	33
〈被告人の特性〉				
【被1】知的障害	1	25	30	18
【被2】その他の障害・病気	3	15	17	11
【被3】薬物中毒	1	12	43	19
【被4】少年	2	31	14	13
【被5】被暗示性・迎合性	13	50	23	26
【被6】消極的態度	9	29	21	18
【被7】意図的態度（身代わり等）	2	15	32	16
【被8】外国人（言語の問題あり）	3	29	30	19
【被9】前科・前歴	15	36	47	33
〈参考人・共犯者の特性〉				
【参共1】知的障害	2	22	26	16
【参共2】その他の障害・病気	2	13	18	11
【参共3】薬物中毒	2	10	28	14
【参共4】少年	6	31	18	17
【参共5】被暗示性・迎合性	30	48	22	31
【参共6】消極的態度	6	24	16	14
【参共7】意図的態度（身代わり等）	9	22	37	23
【参共8】外国人（言語の問題あり）	2	25	26	17
【参共9】前科・前歴	4	20	31	18
〈弁護活動の問題〉				
【弁1】起訴前弁護なし	12	70	38	36
【弁2】不十分な起訴前弁護	6	55	37	30
【弁3】不十分な反対尋問	4	34	46	27
【弁4】不十分な無罪方向の証拠収集	7	37	63	36
【弁5】不十分な弁護側立証	7	37	52	32

* 1：上位10項目の数値を太字で示す。また、条件間で共通して重要だとされた項目の数値に下線を施す。

誤認が高かった。

このような違いはあるが、全体としては「捜査・起訴の問題」が重要とされている点で3者とも共通しており、実際、群間の相関も高かった⁽⁴⁾。全体的に見れば、専門家、素人にかかわらず、重要性に関して類似した判断をしているといえるだろう。

3-2 分析Ⅱ：因子分析

因子分析は多変量解析の一種であり、多数の変数（ここでは57項目）を関連するもの同士まとめることができる。弁護士特定、弁護士一般、学生の回答を合わせて因子分析を行ったところ、4つの因子が得られた（表2-1-5）⁽⁵⁾。

第1因子には、外国人、少年、知的障害、薬物中毒、その他の障害や病氣、意図的態度、消極的態度、前科・前歴などが強く関わっている。よってこれを「特性・障害」と命名した。第2因子には、状況証拠の軽視・誤認、無罪方向の証拠の軽視・誤認、物証の軽視・誤認、参考人供述の評価の誤り、物証の収集不十分、証拠採否の不当・違法、証拠の不開示などが強く関わっている。よってこれを「事実認定の問題」と命名した。第3因子には、被疑者に対する長時間の取り調べ、被疑者や参考人に対する供述の強要や誘導、長期間の勾留、別件逮捕、自白の偏重、共犯者供述の偏重などが強く関わっている。よってこれを「違法な取り調べと供述証拠の偏重」と命名した。第4因子には、証拠の隠匿・偽造、不十分な反対尋問、不十分な弁護側立証、不十分な無罪方向の証拠収集、不十分な起訴前弁護、違法な現行犯逮捕、違法な任意同行、アリバイの無視、証人尋問の打ち切り、鑑定の誤り、不十分な起訴前弁護、初動捜査の不備、その他訴訟指揮の不当・違法などが強く関わっている。よってこれを「証拠の不備・違法性」と命名した。なお【弁1】起訴前弁護なし、【裁1】被告人への予断・偏見、【捜起2】見込み捜査の3つの項目は、どの因子とも相関が低かった。また【被3】薬物中毒、【被5】被暗示性・迎合性、【参共5】被暗示性・迎合性、【捜起15】共犯者供述の偏重、【捜起9】被疑者に対する

表 2-1-5 因子分析の結果

	因子 1 特性・障害	因子 2 事実認定 の問題	因子 3 違法な取調べ と供述証拠の 偏重	因子 4 証拠の不備 ・違法性
【参共 8】外国人（言語の問題あり）	0.789688	0.080294	0.111673	-0.201556
【参共 4】少年	0.753458	0.184085	0.131647	0.026795
【被 2】その他の障害・病気	0.744474	0.089182	-0.002281	-0.268305
【被 8】外国人（言語の問題あり）	0.743893	0.010914	0.158814	-0.229478
【参共 1】知的障害	0.728993	0.180917	0.07344	-0.119042
【参共 2】その他の障害・病気	0.721892	0.186094	-0.06554	-0.21432
【被 1】知的障害	0.700814	0.05537	0.08029	-0.201734
【参共 7】意図的態度（身代わり等）	0.698884	0.066494	0.050711	-0.237844
【参共 3】薬物中毒	0.690851	-0.019027	0.02777	-0.371165
【被 7】意図的態度（身代わり等）	0.647902	-0.045374	0.107191	-0.334815
【参共 6】消極的態度	0.626509	0.20361	0.091532	0.011977
【被 4】少年	0.587062	0.157179	0.291226	-0.031704
【参共 9】前科・前歴	0.58236	0.027838	0.007401	-0.28166
【被 6】消極的態度	0.555618	0.063349	0.308826	0.034766
【被 9】前科・前歴	0.462416	-0.093142	0.091525	-0.19332
【捜起18】状況証拠の軽視・誤認	0.062025	0.738413	-0.022073	-0.109298
【裁10】状況証拠の軽視・誤認	0.172954	0.725893	-0.08915	-0.078304
【裁11】無罪方向の証拠の軽視・誤認	0.006992	0.722588	-0.083344	-0.07702
【捜起16】参考人供述の評価の誤り	0.10559	0.659739	0.135382	-0.055263
【裁 8】参考人供述の評価の誤り	0.13448	0.626676	0.111553	-0.080854
【裁 9】物証の軽視・誤認	0.088726	0.606699	-0.064995	-0.338098
【捜起17】物証の軽視・誤認	0.037888	0.597595	0.015212	-0.384974
【捜起19】無罪方向の証拠の軽視・誤認	-0.038321	0.561514	0.029076	-0.196338
【裁 5】証拠採否の不当・違法	0.125298	0.467462	0.2753	-0.396187
【捜起 3】物証の収集不十分	0.084593	0.457636	0.189955	-0.354104
【裁 2】証拠の不開示	0.056318	0.416526	0.322909	-0.394793
【捜起11】被疑者に対する長時間の取り調べ	0.183729	-0.100144	0.819151	0.091623
【捜起10】被疑者に対する供述の強要や誘導	0.215455	-0.169914	0.764176	-0.154806
【捜起 8】長期間の勾留	0.010492	-0.143849	0.752729	-0.197537
【捜起14】自白の偏重	-0.024273	0.084482	0.750061	-0.122558
【裁 6】自白の偏重	0.049106	0.262712	0.682027	-0.117732
【捜起 7】別件逮捕	0.172718	0.113551	0.493996	-0.244762
【捜起12】参考人に対する供述の強要や誘導	0.331746	-0.019059	0.473533	-0.187115
【裁 7】共犯者供述の偏重	0.127206	0.365154	0.42808	-0.208675
【捜起22】証拠の隠匿・偽造	0.226242	0.131638	-0.030228	-0.720203
【弁 3】不十分な反対尋問	0.23511	0.248577	0.154447	-0.716267
【弁 5】不十分な弁護側立証	0.24965	0.209827	0.098904	-0.676293
【捜起 5】違法な任意同行	0.049076	0.043871	0.358798	-0.661521
【捜起 4】アリバイの無視	0.098195	0.090793	0.175567	-0.635644
【弁 4】不十分な無罪方向の証拠収集	0.232455	0.172336	0.077381	-0.62459
【捜起 6】違法な現行犯逮捕	0.142932	0.072116	0.205726	-0.607403
【裁 3】証人尋問の打ち切り	0.212783	0.245012	0.315874	-0.591392
【捜起21】鑑定の誤り	0.315202	0.260967	0.222894	-0.541182
【裁12】鑑定の誤り	0.340709	0.315421	0.117596	-0.53144
【弁 2】不十分な起訴前弁護	0.13634	0.264845	0.306771	-0.528131
【裁 4】その他訴訟指揮の不当・違法	0.177672	0.292064	0.282066	-0.497606
【捜起 1】初動捜査の不備	0.08371	0.14518	-0.114336	-0.463595
【弁 1】起訴前弁護なし	0.164507	0.264338	0.313973	-0.254092
【裁 1】被告人への予断・偏見	0.066638	0.313011	0.262365	-0.1218
【捜起 2】見込み捜査	-0.008001	0.222354	0.257772	-0.077303
【被 3】薬物中毒	0.565804	-0.11845	-0.014422	-0.517784
【被 5】被暗示性・迎合性	0.55397	0.186036	0.421304	0.059052
【参共 5】被暗示性・迎合性	0.48319	0.407909	0.222393	0.343728
【捜起15】共犯者供述の偏重	0.04956	0.425245	0.61097	-0.06651
【捜起 9】被疑者に対する暴力	0.242445	-0.040354	0.499916	-0.409633
【捜起13】参考人に対する長時間の取り調べ	0.450588	-0.048347	0.479679	-0.115637
【捜起20】弁護活動に対する妨害	0.228941	0.257411	0.412385	-0.53488
Variance	0.156984	0.101888	0.107513	0.129948

暴力、【捜起13】参考人に対する長時間の取り調べ、【捜起20】弁護活動に対する妨害は複数の因子との相関が高かった。これらの10項目は分析には含めない。

以下、各群の回答者が各因子をどの程度「重要」と評定しているかを検討する。欠損値が多いため、因子得点や尺度得点を用いるのは適切ではない。そこで各因子に対して高い負荷（0.4以上）をもつ項目について、「重要」と判断された項目の数をカウントした。その結果、F2「事実認定の問題」（11項目中5.12、46%）とF3「違法な取り調べと供述証拠の偏重」（8項目中3.71、46%）の値が高く、次に高いのはF4「証拠の不備・違法性」（13項目中4.21、32%）であり、F1「特性・障害」（15項目中2.66、17%）の値は低かった。また、条件ごとに見ると、「重要」とされる項目数は特定弁護士の値が最も低く（7.86、16%）、弁護士一般（19.67、41%）と学生（20.84、44%）は同程度であった。

図2-1-2に弁護士特定、弁護士一般、学生の因子ごとの値（「重要」とされた項目の割合）を示す。弁護士特定ではF2「事実認定の問題」が最も高く、F3「違法な取り調べと供述証拠の偏重」、F4「証拠の不備・違法性」、F1「特性・障害」の順で低くなっている。これに対し弁護士一般ではF2とF3が入れかわり、F3「違法な取り調べと供述証拠の偏重」が最も高く、F2「事実認定の問題」、F4「証拠の不備・違法性」、F1「特性・障害」の順で低くなっている。一方、学生ではF2、F3、F4が同程度でありF1が低かった。つまり、3条件ともF1の「特性・傷害」が低いという点では一致しているが、弁護士特定ではF2「事実認定の問題」が相対的に高く、弁護士一般ではF3「違法な取り調べと供述証拠の偏重」が高く、学生ではF1、F2、F3に差がないという結果であった⁽⁶⁾。

分析Ⅰ（p.69、3-1）では、どの条件においても「捜査・起訴の問題」と「裁判の問題」が高く、「被告人の特性」と「参考人・共犯者の特性」が低かった（図2-1-1参照）（ただし「弁護活動の問題」のみ、弁護士特定が低く弁護士一般と学生は高いという違いがある）。これに対し因子分析では、弁護士特定と弁護士一般でF2「事実認定の問題」とF3「違法な取り調べ

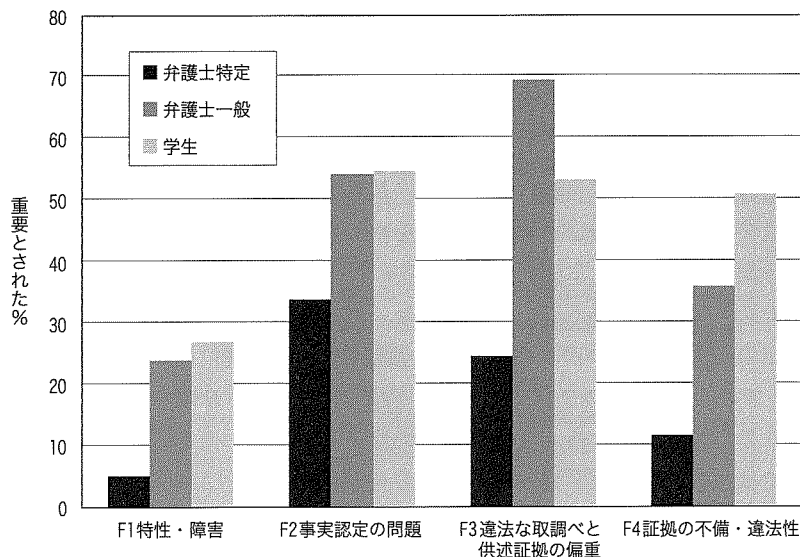


図 2-1-2 因子ごとの重要度：各領域における「重要」とされる項目の割合 (%)

と供述証拠の偏重」の順序が逆になるという現象が見られた。一般的には、まず取り調べの違法性が問題であり、そのために被疑者、参考人、共犯者の虚偽供述が問題になると認識されているのかもしれない。しかし、現実の特定事例においては、虚偽自白の有無だけでなく、あるいはそれ以上に物証の軽視・誤認や参考人供述の評価の誤り、証拠採否の不当性、といった事実認定に関わる問題が重要なかもしれない。なお、学生では、「特性・障害」を除く因子では差が見られなかった。これらの学生はいわば「素人」であり、どれも重要としながらも、要因の軽重は判断できなかったと見ることができる。

3-3 分析Ⅲ：個別的分析

3-3-1 犯罪の種類による分析

以上、弁護士特定、弁護士一般、学生間の比較を行いながら全体的な反応について検討してきた。以下、特定の事件をふまえた弁護士特定条件での回答について検討する。1節で述べたように、第2次誤判原因調査研究委員会は犯罪の種類ごとに無罪原因を検討している（刑事弁護、2003）。この分類を参考とし、本研究の有効回答88件を窃盗、詐欺、脅迫、傷害、業務上過失致傷・業務上過失致死、覚せい剤、強姦・強制わいせつ、および上記の研究にはないが、殺人事件、強盗に分けて分析した（以下、これらの犯罪の種類を犯罪カテゴリと呼ぶ）。内訳を表2-1-6に示す。ただし4件は3つの罪名を含み、4件は2つの罪名を含んでいたため、これらについては複数の犯罪カテゴリに重複して分類した。

分析は、各調査項目が「重要」とされる度合いを犯罪カテゴリごとに検討することにより行う。これは、特定の犯罪カテゴリに含まれる事件（例えば窃盗カテゴリでは11件）の何パーセントが特定の項目を「重要」としているかを調べることにより行った。結果を表2-1-7に示す。カテゴリに含まれる事件の40%以上において「重要」とされた項目を太字で示し、50%以上の項目については下線を引いた。この表から以下のことがわかる。

まず、分析Ⅰ、Ⅱでも見てきたことであるが、太字の項目は「捜査・起訴の問題」と「裁判の問題」に集中している。その中でも【捜起2】見込み捜査は覚せい剤を除くすべての犯罪カテゴリで「重要」とされる度合いが高く、【捜起19】無罪方向の証拠の軽視・誤認は10個すべての犯罪カテゴリで「重要」とされる度合いが高かった。「裁判の問題」では、【裁1】被告人への予断・偏見と【裁11】無罪方向の証拠の軽視・誤認が重要だとされる度合いが高かった。

「被告人の特性」や「被疑者の特性」はどの犯罪カテゴリでも重要とされる度合いが低い。しかし【被5】（被告人の）被暗示性・迎合性と【参共5】（参考人・共犯者の）被暗示性・迎合性は相対的に重要とされる度合いが高かった。「弁護士活動の問題」も重要とされる度合いは低いが、その

表 2-1-6 事件の内訳

	件数	重複*1	その他	件数
財産犯罪			器物破壊	1
窃盗	11	2	公職選挙法違反	1
詐欺	4	1	公正証書原本不定記載	1
恐喝	11	1	雇用保険法違反（被害事件）	1
強盗	4	4	証拠隠滅・偽証	1
身体犯人			贈賄	1
傷害	13	1	著作権法違反	1
業務上過失致傷・業務上過失致死	9	0	詐欺被害事件	1
殺人	12	4	道交法違反	2
社会犯罪			特別背任	2
放火	6	5	迷惑防止条例違反	2
覚せい剤	6	1	銃刀法違反	2
性犯罪			公務執行妨害	2
強姦・強制わいせつ	6	1		

* 1：重複してカウントされている事件数。例えば窃盗11件のうち、1件は窃盗・詐欺であり、詐欺にもカウントされている。また、もう1件は窃盗・傷害であり、傷害にもカウントされている。

中では【弁1】起訴前弁護なし、【弁2】不十分な起訴前弁護が重要だとされる度合いが比較的に高かった。

以上は全体の特徴である。以下、犯罪カテゴリごとにどのような項目が「重要」とされているかを見ていく。なお、犯罪ごとの特徴を見るために、7割以上が太字となっている【捜起2】見込み捜査、【捜起19】無罪方向の証拠の軽視・誤認、【裁1】被告人への予断・偏見、【裁11】無罪方向の証拠の軽視・誤認については特に言及しない。しかし、これらの項目はどの犯罪においても重要だと認識されている。以下の分析では、誤判原因に関する調査研究委員会の報告（刑事弁護、2003）を参考にしながら考察を進めていくことにする。

〈窃盗〉

本田（2003）によれば、窃盗では①窃盗が起きた時期・場所と被疑者に

表2-1-7 事件ごとの分析:「重要」とされた項目の割合(%)

	窃盗	詐欺	恐喝	強盗	傷害	業務	殺人	放火	覚せい剤	強姦等
件数	11	4	11	4	13	9	12	6	6	6
<捜査・起訴の問題>										
【捜起1】初動捜査の不備	54	50	27	25	30	55	58	50	33	50
【捜起2】見込み捜査	81	50	81	75	69	55	66	66	33	66
【捜起3】物証の収集不十分	54	50	36	0	7	44	25	16	33	66
【捜起4】アリバイの無視	9	0	9	0	7	0	16	16	16	16
【捜起5】違法な任意同行	18	0	0	0	0	0	16	16	0	16
【捜起6】違法な現行犯逮捕	18	0	0	0	0	0	8	16	0	16
【捜起7】別件逮捕	9	0	0	0	7	0	0	0	0	0
【捜起8】長期間の勾留	45	50	18	75	30	11	33	50	0	0
【捜起9】被疑者に対する暴力	0	0	9	25	15	0	33	50	0	0
【捜起10】被疑者に対する供述の強要や誘導	36	25	36	100	46	44	58	83	0	33
【捜起11】被疑者に対する長時間の取り調べ	36	25	27	75	38	0	58	50	0	33
【捜起12】参考人に対する供述の強要や誘導	18	50	45	0	15	0	33	33	0	0
【捜起13】参考人に対する長時間の取り調べ	0	25	9	0	15	11	0	0	0	0
【捜起14】自白の偏重	54	50	36	75	15	33	58	66	16	33
【捜起15】共犯者供述の偏重	18	75	45	25	30	11	25	16	66	16
【捜起16】参考人供述の評価の誤り	36	50	72	25	76	33	33	33	50	83
【捜起17】物証の軽視・誤認	54	25	27	50	30	44	41	66	33	50
【捜起18】状況証拠の軽視・誤認	36	25	36	25	30	33	25	50	50	50
【捜起19】無罪方向の証拠の軽視・誤認	45	75	63	75	69	44	75	83	66	83
【捜起20】弁護活動に対する妨害	9	25	9	0	15	0	8	16	0	0
【捜起21】鑑定誤り	9	0	0	50	7	0	33	66	0	0
【捜起22】証拠の隠匿・偽造	36	0	9	50	23	44	33	33	33	0
<裁判の問題>										
【裁1】被告人への予断・偏見	54	100	45	50	30	22	75	66	66	33
【裁2】証拠の不開示	0	0	18	25	23	11	41	33	16	0
【裁3】証人尋問の打ち切り	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
【裁4】その他訴訟指揮の不当・違法	9	50	9	0	7	11	16	16	0	16
【裁5】証拠採否の不当・違法	9	0	0	25	0	33	41	16	33	16
【裁6】自白の偏重	27	50	18	75	15	0	66	83	16	0
【裁7】共犯者供述の偏重	18	75	27	25	7	0	25	16	66	0
【裁8】参考人供述の評価の誤り	27	0	54	50	38	11	33	33	50	50
【裁9】物証の軽視・誤認	18	0	9	25	15	33	41	50	33	33
【裁10】状況証拠の軽視・誤認	27	0	18	0	15	33	33	33	33	16
【裁11】無罪方向の証拠の軽視・誤認	36	50	27	50	23	44	75	66	50	50
【裁12】鑑定誤り	9	0	0	25	0	0	8	16	0	0
<被告人の特性>										
【被1】知的障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【被2】その他の障害・病気	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0
【被3】薬物中毒	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0
【被4】少年	9	0	0	0	0	0	8	0	0	0
【被5】被暗示性・迎合性	9	25	0	50	7	11	50	50	0	16
【被6】消極的態度	0	0	0	25	7	22	25	33	0	16
【被7】意図的態度(身代わり等)	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0
【被8】外国人(言語の問題あり)	9	0	0	0	0	0	8	0	0	0
【被9】前科・前歴	27	25	27	0	7	0	8	0	50	0
<参考人・共犯者の特性>										
【参共1】知的障害	0	0	0	0	7	0	0	0	0	16
【参共2】その他の障害・病気	0	0	0	0	7	11	0	0	0	0
【参共3】薬物中毒	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0
【参共4】少年	9	0	9	0	0	0	8	0	16	33
【参共5】被暗示性・迎合性	18	25	45	25	23	0	66	50	50	50
【参共6】消極的態度	0	0	18	25	0	0	16	33	0	16
【参共7】意図的態度(身代わり等)	0	25	0	0	15	0	0	0	50	16
【参共8】外国人(言語の問題あり)	9	0	0	0	0	0	8	0	0	0
【参共9】前科・前歴	9	25	0	0	0	0	8	0	16	0
<弁護活動の問題>										
【弁1】起訴前弁護なし	36	0	0	25	7	22	8	0	33	16
【弁2】不十分な起訴前弁護	9	0	0	25	0	0	33	33	16	0
【弁3】不十分な反対尋問	9	0	0	25	0	0	8	16	0	16
【弁4】不十分な無罪方向の証拠収集	9	0	9	25	7	0	16	16	0	16
【弁5】不十分な弁護側立証	9	0	9	25	7	0	16	16	16	0

よる財物の所持が判明した時期・場所が隔たっており、所持者の犯人性が問題となる、②目撃供述などの信用性がなく、被疑者の犯人性が問題となる、③被疑者が所持する財物と窃盗に遭った財物の同一性が問題となる、④自白の信用性が問題となる、⑤責任能力が問題となる、などによって無罪となった事例がある。①では自白、②では目撃供述、③では被害品の同一性、④では被疑者や共犯者の自白が問題になるという。本研究の窃盗事件で「重要」とされた項目を表2-1-8に示す。初動捜査の不備、物証の収集不十分や軽視・誤認、被疑者の自白が重要だという認識は、本田の分析を支持している。ただし、本研究の事例では参考人や共犯者の供述が重要だとされる度合いはそれほど高くなかった。

〈詐欺〉

一瀬（2003）によれば、詐欺罪には約束型（被欺もう者が、欺もう者が約束を履行すると信じて財産を処分するもの）と非約束型（被欺もう者が、欺もう者の請求は正当だと信じて財産を処分するもの）に分けられる。約束型では①そもそも約束がなかったとして無罪、②約束はしたが履行の意志能力があるとされて無罪、非約束型では③請求に理由ありとして無罪、④不正請求の認識がなかったとして無罪になった事例がある。無実を訴える被疑者であっても「損害の事実を突きつけられ、厳しい取り調べを受けると自白に陥る傾向が」あり（一瀬，2003：p. 53）、そのため自白の信用性、特に被告人が欺もう文言を述べたかどうか、履行の意志があったかどうかの検討や、早期の証拠の収集保全、捜査弁護などが重要だとしている。本研究の詐欺事件で「重要」とされた項目を表2-1-8に示す。一瀬（2003）が指摘する通り、一方で自白偏重が、他方で初動捜査や物証の収集不十分が重要だとされている。また、供述の食い違いという問題からであろう、参考人や共犯者の供述も重要だとされた。

〈恐喝〉

大川（2003）によれば、①恐喝事件では財物移転に際して脅迫・暴行が

あったかどうか、②実際に財物移転があったかどうか、③財物移転があった場合はその主旨はどうであったかといった事実の有無が問題となる。また、④財物や利益が移転したこと、しそうなことには争いはないが、それが脅迫・暴行によるのかという被害者の供述が重要な役割をもつことも多いという。本研究の恐喝事件で「重要」とされた項目を表2-1-8に示す。大川が示唆するように、参考人供述の評価の誤りが大きな問題だと認識されている。ただし、自白、物証が重要だとされる度合いは比較的低かった。

〈傷害〉

喧嘩などによる傷害事件では、当事者同士が興奮していたり酔っぱらっていたりすることが多い。そのためお互いの供述や関係者の目撃供述などが曖昧・不正確であったり、食い違いが見られるなどし、事実認定が困難であることが多い(笹森、2003)。笹森の分析によれば、こういった事件では、①目撃者の供述、②目撃者がいない場合は当事者双方の供述、③被告人の責任能力(酩酊状態であったか等)などが問題になることが多い。本研究の傷害事件で「重要」とされた項目を表2-1-8に示す。これらの事例では、参考人供述の評価の誤りが「重要」とされる度合いが突出しており、笹森の分析を支持している。

〈業務上過失障害・業務上過失致死〉

黒田(2003)は「過失行為」を法の要求する客観的な注意義務に違反して法益侵害結果を引き起こすことであるとし、客観的な注意義務とは、一般人の能力があれば結果を予見し結果を回避できたはずであるのに、この義務を果たさず結果を回避しえなかったことだと解説している。これらの事件では、①客観的証拠(実況見分調書等)や鑑定結果(交通事故の事故現場や事故車両の状況等)、②被告人の供述・自白や目撃者や被害者の供述の信用性が重要であり、客観的な事実と供述の不一致、公訴事実記載の事実関係、過失の有無などが争われるという。本研究の業務上過失障害・業

表 2-1-8 事件ごとの分析：当該の項目が「重要」とされた%

事 件	%	事 件	%	事 件	%	
〈窃盗〉		〈業務〉		〈覚せい剤〉		
【捜起 1】初動捜査の不備	54	【捜起 1】初動捜査の不備	55	【捜起15】共犯者供述の偏重	66	
【捜起 3】物証の収集不十分	54	*【捜起 3】物証の収集不十分	44	【捜起16】参考人供述の評価の誤り	50	
【捜起14】自白の偏重	54	*【捜起10】被疑者に対する供述の強要や誘導	44	【捜起18】状況証拠の軽視・誤認	50	
【捜起17】物証の軽視・誤認	54	*【捜起17】物証の軽視・誤認	44	【裁 7】共犯者供述の偏重	66	
*【捜起 8】長期間の勾留	45	*【捜起22】証拠の隠匿・偽造	44	【裁 8】参考人供述の評価の誤り	50	
〈詐欺〉		〈傷害〉		【被 9】前科・前歴	50	
【捜起 1】初動捜査の不備	50	【捜起16】参考人供述の評価の誤り	76	【参共 5】被暗示性・迎合性	50	
【捜起 3】物証の収集不十分	50	*【捜起10】被疑者に対する供述の強要や誘導	46	【参共 7】意図的態度（身代わり等）	50	
【捜起 8】長期間の勾留	50		0	〈放火〉		
【捜起14】自白の偏重	50	〈殺人〉		0	【捜起 1】初動捜査の不備	50
【捜起12】参考人に対する供述の強要や誘導	50	【捜起 1】初動捜査の不備	58	【捜起 8】長期間の勾留	50	
【捜起16】参考人供述の評価の誤り	50	【捜起10】被疑者に対する供述の強要や誘導	58	【捜起 9】被疑者に対する暴力	50	
【捜起15】共犯者供述の偏重	75	【捜起11】被疑者に対する長時間の取り調べ	58	【捜起10】被疑者に対する供述の強要や誘導	83	
【裁 6】自白の偏重	50	【捜起14】自白の偏重	58	【捜起11】被疑者に対する長時間の取り調べ	50	
【裁 7】共犯者供述の偏重	75	【捜起17】物証の軽視・誤認	41	【捜起14】自白の偏重	66	
【裁 4】その他訴訟指揮の不当・違法	50	【裁 2】証拠の不開示	41	【捜起17】物証の軽視・誤認	66	
〈恐喝〉		【裁 5】証拠採否の不当・違法	41	【捜起18】状況証拠の軽視・誤認	50	
【捜起16】参考人供述の評価の誤り	72	【裁 6】自白の偏重	66	【捜起21】鑑定の誤り	66	
【裁 8】参考人供述の評価の誤り	54	【裁 9】物証の軽視・誤認	41	【裁 6】自白の偏重	83	
*【捜起15】共犯者供述の偏重	45	【被 5】被暗示性・迎合性	50	【裁 9】物証の軽視・誤認	50	
*【捜起12】参考人に対する供述の強要や誘導	45	【参共 5】被暗示性・迎合性	66	【被 5】被暗示性・迎合性	50	
*【参共 5】被暗示性・迎合性	45			【参共 5】被暗示性・迎合性	50	
〈強盗〉		〈強姦等〉		〈強姦等〉		
【捜起 8】長期間の勾留	75	【捜起 1】初動捜査の不備	50	【捜起 1】初動捜査の不備	50	
【捜起10】被疑者に対する供述の強要や誘導	100	【捜起 3】物証の収集不十分	66	【捜起 3】物証の収集不十分	66	
【捜起11】被疑者に対する長時間の取り調べ	75	【捜起16】参考人供述の評価の誤り	83	【捜起16】参考人供述の評価の誤り	83	
【捜起14】自白の偏重	75	【捜起17】物証の軽視・誤認	50	【捜起17】物証の軽視・誤認	50	
【捜起17】物証の軽視・誤認	50	【捜起18】状況証拠の軽視・誤認	50	【捜起18】状況証拠の軽視・誤認	50	
【捜起21】鑑定の誤り	50	【裁 8】参考人供述の評価の誤り	50	【裁 8】参考人供述の評価の誤り	50	
【捜起22】証拠の隠匿・偽造	50	【参共 5】被暗示性・迎合性	50	【参共 5】被暗示性・迎合性	50	
【裁 6】自白の偏重	75					
【裁 8】参考人供述の評価の誤り	50					
【被 5】被暗示性・迎合性	50					

務上過失致死事件で「重要」とされた項目を表2-1-8に示す。本研究の事例で高かったのは初動捜査の不備であり、40%台の項目としては物証の収集不十分や軽視・誤認、被疑者に対する供述の強要や誘導、証拠の隠匿・偽造が見られた。物証と供述との関係が重要だとする上の記述を支持する結果である。

〈覚せい剤〉

萩野（2003）によれば、覚せい剤その他の薬物犯罪で無罪となった事例では、①違法収集証拠（尿の採取過程に重大な違法があった等）、②被告人の知らない間に他人によってなされた覚せい剤等の所持・使用（第三者が隠した、被告人が知らない間に覚せい剤が入れられた等）、③鑑定書の内容の誤り、④故意（覚せい剤の認識なかった等）、⑤自白（共犯者等をかばおうとして不自然な自白をする等）、⑥共犯か否か等の問題が争われた。本研究の覚せい剤事件で「重要」とされた項目を表2-1-8に示す。これらの事件では共犯者供述、参考人供述、参考人や共犯者の非暗示性・迎合性、意図的態度、状況証拠の軽視・誤認が重要とされた。萩野が指摘するように、参考人や共犯者の供述は重要だとされている。ただし自白を重要だとする反応はそれほど高くはなかった。

〈放火〉

船木（2003）によれば、放火では放火の対象物、現場の物品が焼損していたり、消火活動によって散乱するなどし、証拠資料が不十分であることが多い。そのため自白や目撃供述の信用性が重要であり、特に供述については、客観的状況との照応、例えば、①動機と行為の整合性（鬱憤か保険金めあてか等）、②燃焼経過との整合性（発火点、供述された方法で点火できるか、点火が可能でも焼燬が可能か、状況と一致するか等）、③火災当時および火災後の状況（消火活動がある等）、④供述の変遷の吟味等が重要であるという。また、⑤心身喪失、精神発達遅滞、精神疾患、酩酊など、被告人の能力等の属性が問題になることも多いという。本研究の放火事件で「重

要」とされた項目を表2-1-8に示す。ここでの放火事件は6件中4件が放火殺人であり、1件は放火・強盗であった。重罪であるためか、「重要」とされた項目も多かった。被疑者に対する暴力や供述の強要や誘導、自白の偏重に関わる項目、物証の軽視・誤認や鑑定の誤り、状況証拠の軽視・誤認の値が高く、被疑者、参考人、共犯者の被暗示性・迎合性も問題とされている。物証が限られているだけに、人証の重要性が高くなるとする鈴木木の分析を支持している。

〈強姦・強制わいせつ〉

岩本（2003）によれば、強姦や強制わいせつ事件では、「反抗を著しく困難にする暴行・脅迫」があったかどうか、被害者の同意や承諾があったかどうかかが重要であり、被害者供述の信用性が決めてとなることが多い。無罪事例としては、①わいせつ行為をされたことには疑いがないが、犯人識別の信用性が問題とされる、②識別には問題はないが承諾があったかどうか問題とされる等の事例があった。①では目撃の状況や条件（夜間の目撃、年少者の目撃等）、②では犯行前や反抗後の事情の分析が重要だという。本研究の強姦・強制わいせつ事件等で「重要」とされた項目を表2-1-8に示す。岩本（2003）の指摘通り、参考人供述の評価の誤り、参考人・共犯者の被暗示性・迎合性が重要だとされている。また、初動捜査の不備、物証の収集不十分、物証の軽視・誤認、状況証拠の軽視・誤認も重要だとされた。岩本（2003）も、縛ったとされるロープが存在するか否か等の物証が問題となった事例を挙げている。

〈強盗と殺人〉

強盗と殺人は誤判原因研究委員会の報告にはない。しかし本研究では強盗4件、殺人12件が報告されている。それぞれにおいて重要とされた項目を表2-1-8に示す。強盗では長期間の勾留、被疑者に対する供述の強要や誘導、長時間の取り調べ、そして自白の偏重という虚偽自白を示唆する項目が重要だとされている。被疑者の被暗示性・迎合性も重要だとされた。

また、物証の軽視・誤認、隠匿・偽造、鑑定の誤りなど、物証をめぐる項目も重視されている。

殺人においても被疑者に対する供述の強要や誘導、長時間の取り調べ、そして自白の偏重が重要だとされている。被告人の被暗示性・迎合性も重要視されており、虚偽自白の問題が示唆される。また、初動捜査の不備、物証の軽視・誤認、証拠の開示、証拠採否の不当・違法、物証の軽視・誤認など物証に関する項目や、参考人・共犯者の被暗示性・迎合性も重要だとされた。

強盗や殺人は重罪である。これらの事件で重要とされた項目は、人権擁護委員会（1981）や『事例研究誤判』などで問題にされてきた歴史的な冤罪事件における誤判原因と通じるものがある。

以上をまとめると、次のようになるだろう。まず、自白供述（自白の偏重、被疑者に対する供述の強要や誘導、被疑者に対する長時間の取り調べ、被疑者に対する暴力）が重視される度合いが高いのは、「窃盗」「強盗」「殺人」「放火」である。特に「強盗」「殺人」「放火」は重罪であり、長時間にわたる取り調べが行われる。このような中で虚偽自白が生じ、裏付けがなくても偏重されるということがあるのかもしれない。「強盗」「殺人」「放火」では被疑者の被暗示性・迎合性が重要だとされていることも注目値する。

次に、共犯者や参考人の供述（参考人に対する供述の強要や誘導、参考人に対する長時間の取り調べ、共犯者供述の偏重、参考人供述の評価の誤り）が重要だとされる度合いが高いのは、「詐欺」「恐喝」「障害」「強姦」および「覚醒剤」である。これらの事件では、被害者、共犯者、目撃者などの供述が大きな役割を果たすと考えられる。特に「恐喝」「強姦」「覚せい剤」では参考人・共犯者の被暗示性・迎合性も重要だとされている。

物証（物証の軽視・誤認、鑑定の誤り）やその他の証拠（状況証拠の軽視・誤認、証拠の隠匿・偽造）が重視される度合いが高いのは「窃盗」「強盗」「殺人」「業務上過失致傷・致死」「放火」「強姦」である。この中で、

「業務上過失致傷・致死」だけは物証のみが重要な項目とされている。また、状況証拠が重視されるのは「放火」「覚せい剤」「強姦」である。その他、「覚せい剤」では被告人の前科・前歴や参考人・共犯者の意図的態度が重視される点が特徴的である。

最後に、弁護の問題（起訴前弁護なし、不十分な起訴前弁護）が重要だとされたのは「窃盗」「殺人」「放火」「覚せい剤事件」であった。「窃盗」「殺人」「放火」では被疑者の自白や被暗示性・迎合性が問題となる。起訴前から弁護人がつかないことの影響が大きいのだと考えられる。

3-3-2 受任時期、受任形態、判決

最後に、受任時期（起訴前、1審、控訴審）、受任形態（私選・国選）、判決（無罪、有罪）により、誤起訴・誤判原因に関する意識に違いがあるのかどうかを検討する。個別の項目の分析は煩雑になるので、ここでは領域ごとの分析（「捜査・起訴の問題」「裁判の問題」「被告人の特性」「参考人・共犯者の特性」「弁護活動の問題」）と因子ごとの分析（F1「特性・障害」F2「事実認定の問題」F3「違法な取り調べと供述証拠の偏重」F4「証拠の不備・違法性」）について述べる。

〈受任時期〉

受任時期の内訳は、88件中「起訴前」から弁護を開始したものが42件、「1審から」が28件、「控訴審から」が12件であった。控訴審から弁護を開始した弁護士は、それ以前から関わった弁護士に比べ、捜査・起訴や下級審での裁判、弁護活動を誤起訴・誤判の原因として重視する度合いが高いのではないかと推察される。結果を図2-1-3に示す。予想通り、控訴審から弁護を開始した弁護士は1審から弁護を開始した弁護士よりも「捜査・起訴の問題」「裁判の問題」「弁護活動の問題」を重要だとする度合いが高かった。ただし、起訴前から弁護を開始した弁護士においても「捜査・起訴の問題」は重要だとされている。立ち会えても立ち会えなくても、初期の捜査は問題が多いと認識されやすいのかもしれない。なお、因子に関しては受

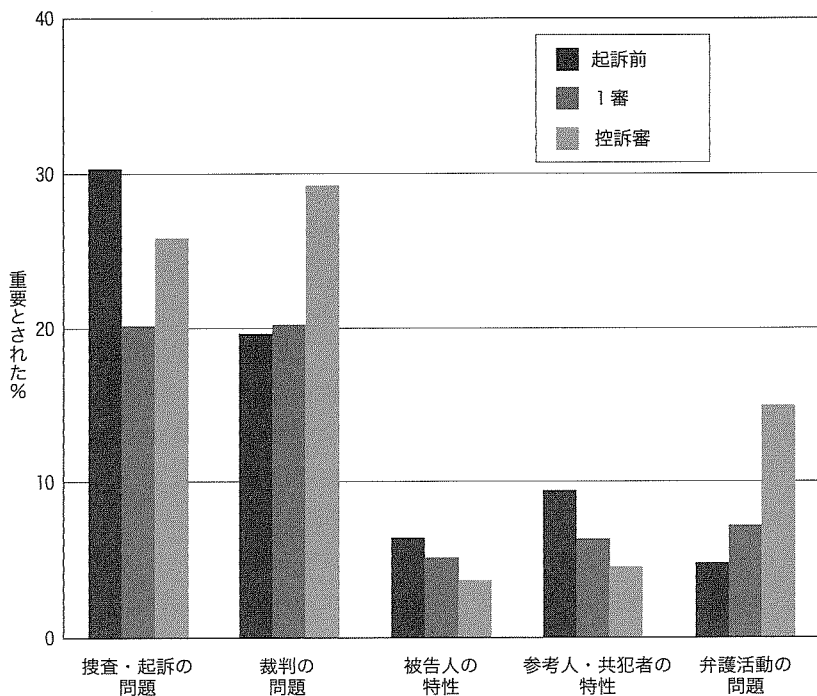


図2-1-3 受任時期による分析：各領域における「重要」とされる項目の割合 (%)

任時期による違いは見られなかった⁽⁷⁾。

＜受任形態（私選・国選）＞

私選による弁護は62件、国選による弁護は21件であった（4件は記入なし）。私選、国選で各領域、各因子への反応が異なるのかどうかを検討したところ、領域に関して、私選のほうが「捜査・起訴の問題」を重要だとする割合が高かった（図2-1-4）。しかしこの結果が何を示唆するのか、たとえば捜査・起訴の段階で被告人が不安を覚えたから私選を依頼したのか、あるいは私選のほうがより積極的に捜査・起訴の問題に関わったのか

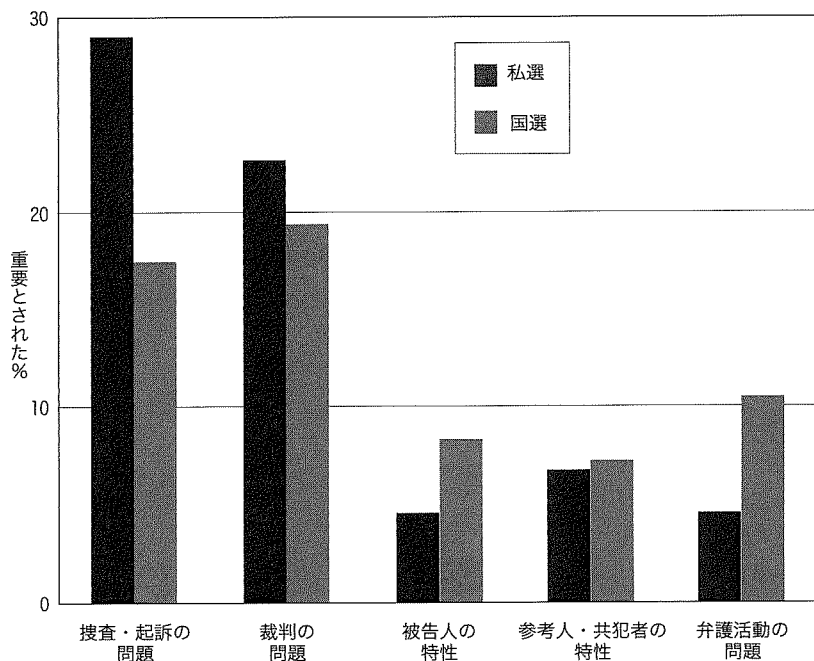


図 2-1-4 受任形態（私選・国選）による分析：各領域における「重要」とされる項目の割合（%）

等は不明である。私選で起訴前に受任したケースは56%であった。国選による反応は、起訴前から受任に当たれないことによる影響を反映している可能性もある。なお、因子に関しては私選、国選による差はなかった⁽⁸⁾。

〈判決〉

88件の判決の内訳を表 2-1-9 に示す。被告人が無実であった場合、1 審無罪のケース（無と略す）よりも 1 審 2 審が争われ無罪となったケース（無無）の方が「誤判」の程度は高いといえるだろう。同様に 1 審無罪 2 審有罪のケース（無有）よりも、1 審で有罪となったケース（有）の方が「誤判」の程度は高いといえるだろう。このように序列化すれば、1 審無

表 2-1-9 判決の分類

判決	件数
1 審無罪（無）	24
1 審無罪 2 審無罪（無無）	7
1 審有罪 2 審無罪（有無）	10
1 審有罪（有）	23
1 審有罪 2 審有罪（有有）	8
1 審有罪 2 審有罪 3 審有罪（有有有） ^{*1}	13
その他 ^{*2}	3

*1：うち 1 件は再審棄却

*2：1 件は 1 審無罪 2 審有罪、1 件は 1 審無罪 2・3 審有罪、1 件は記入なし

罪（無）、1・2 審無罪（無無）、1 審無罪 2 審有無（有有）、1 審有罪（有）、1・2 審有罪（有有）、1・2・3 審有罪（有有有）の順で「誤判」の度合いは高くなると考えられる。であるとすれば、この順で各領域や各因子が重要だとされる度合いは高くなることが予想される。

領域に関する結果を図 2-1-5 に示す。「捜査・起訴の問題」「裁判の問題」「被告人の特性」「参考人・共犯者の特性」「弁護活動の問題」の 5 領域の項目を合わせると、予想通り「重要」と評定された項目の割合は無は 9%、無無は 10%、無有は 10%、有は 14%、有有は 23%、有有有は 20% ということに、「誤判」の度合いが高まるにつれ高くなった。領域ごとに見ると、無と無無では「捜査・起訴の問題」が重要だとされる度合いが高い。一方、無有、有、有有では「裁判の問題」も重要だとされ、加えてその他の領域の重要度も「誤判」の度合いとともに高くなっている。ただし有有では「捜査・起訴の問題」「裁判の問題」のみが重要な要因だとされていた。被告人が無実だと考えられるのに 3 度までもが有罪であった場合、被告人や参考人・共犯者の供述、弁護活動には関わりなく、捜査・起訴や裁判の不備の問題が大きいと判断されるのかもしれない。なお、因子については、判決に関する差は見られなかった⁽⁹⁾。

以上、受任時期や受任形態、判決によって重要とされる領域やその度合

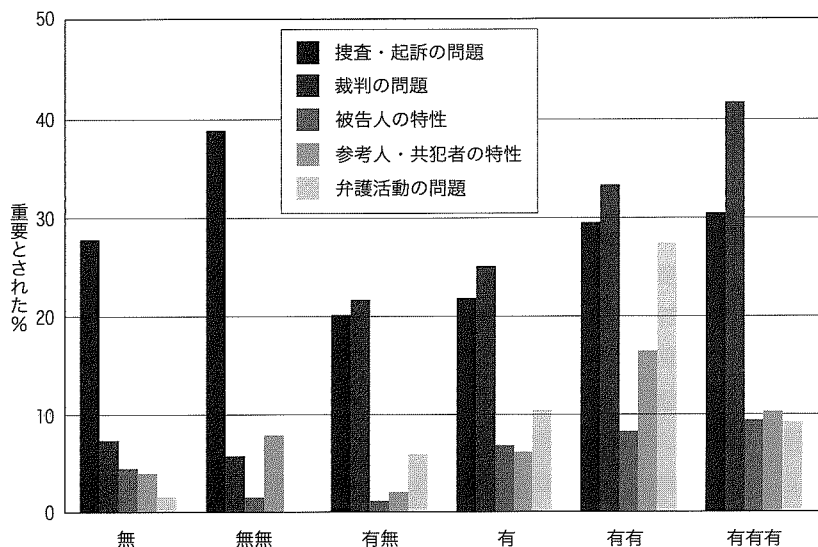


図 2-1-5 判決による分析：各領域における「重要」とされる項目の割合 (%)

に違いがあることが見いだされた。ただし判決については、特定の要因が重要であったためにそのような誤起訴・誤判が生じたのか、それともその要因が重要であったために誤起訴・誤判が正せたのかは明らかではない。本研究では要因の具体的内容と因果の方向が不明であり、解釈には制約が伴う。今後は面接などによる詳細な情報収集が必要であろう。

4 まとめ

本研究の目的は、弁護士と学生を対象に誤起訴・誤判の原因として重要だとされる問題を捜査・起訴、裁判、被告人、参考人・共犯者、弁護活動の各領域にわたり網羅的に検討することであった。特に具体的な事件にもとづく回答（弁護士特定）と一般的な回答（弁護士一般）とを比較し、認識の違いがあるかどうかを検討した。また弁護士と学生との比較も行い、弁

護士の誤起訴・誤判意識の特徴を明確にするとともに、一般市民の認識にも迫ろうとした。

その結果、まず全体としては「捜査・起訴の問題」と「裁判の問題」、次いで「弁護活動の問題」が重要だとされること、「被告人の特性」や「参考人・共犯者の特性」は重要だとされる度合いが相対的に低いことが明らかになった。項目ごとに見ると、「捜査・起訴」における被疑者に対する供述の強要や誘導、無罪方向の証拠の軽視・誤認、「裁判」における被告人への予断・偏見、無罪方向の証拠の軽視・誤認が重要だとされている。被疑者の取り調べや裁判での予断・偏見が重要だという認識は、専門家にも学生にも共有されているといえるだろう。

弁護士特定、弁護士一般、学生の反応を比較すると、弁護士特定では弁護士一般や学生に比べ「重要」だとされる項目が少なかった。一般的には重要であっても、個別の事件では限られた項目だけが重要だとされるからであろう。実際、分析Ⅲ（p.78、3-3-1）で見たように、窃盗、殺人、強盗、放火では「自白」、詐欺、脅迫、強姦・強制わいせつでは「参考人・共犯者の供述」、業務上過失致傷・致死では「物証」が特に重要だとされていた。この結果は、誤判原因調査研究委員会による報告（刑事弁護，2003）を拡張し、補充するものだともいえる。

また、因子分析の結果にも弁護士特定、弁護士一般、学生間で差が見られた。F1 特性・障害、F2 事実認定の問題、F3 違法な取り調べと供述証拠の偏重、F4 証拠の不備・違法性の4因子のうち、F1 特性・障害はどの条件においても重要だとされる度合いが低かった。しかしF2、F3、F4については、弁護士特定では相対的にF2が、弁護士一般ではF3が重要だとされる度合いが高く、学生ではF2、F3、F4に差はなかった。特定の事件では、供述証拠の偏重や証拠の不備・違法性があろうとなかろうと、最終的に誤判が生じるのは法廷においてである。そのため弁護士特定では、F2 事実認定のあり方がもっとも重要だとされたのかもしれない。これに対し弁護士一般では、F3 違法な取り調べと供述証拠の偏重がもっとも重要な問題だとされた。免田事件、米谷事件、財田川事件、松山事件など、

虚偽の供述が偏重されたために生じたと考えられる冤罪事件は多い。弁護士一般の反応には、こういった歴史的な事件に関する知識が反映されたのかもしれない。一方、裁判の素人である学生にとっては因子間の区別がつかず、どの因子も重要だとされたのだろう。こういった弁護士と学生（いわば一般市民）との意識の違いは、裁判員制度の導入にあたり考慮しなければならない問題のひとつである。裁判員となる一般市民には、事実認定の重要性や供述証拠の偏重の問題を十分に説明する必要があるだろう。

F1 特性・障害の重要度が低かった原因としては、以下の点が指摘できる。他の因子の項目は同時に生じしやすい（例えば「長期間の勾留」「被疑者に対する長期間の取り調べ」「被疑者に対する供述の強要や誘導」等は平行して、または因果的に生じやすい）。これに対し、特性・障害に関わる項目は加算的には生じにくいように思われる（少年で外国人で知的障害があるといったケースは限られるだろう）。このために、F1 の値は相対的に低くなった可能性がある。従って F1 は軽視すべきではなく、むしろ F1 が誤起訴・誤判の原因となる可能性が示唆されたことを重く見るべきであろう。さらなる検討が必要である。

なお、領域ごとに見ると、弁護士特定に比べ、弁護士一般と学生は「弁護活動の問題」を重要とする度合いが高かった。特に起訴前弁護なし、および（弁護士による）不十分な無罪方向の証拠収集が重要だとする反応は、弁護士一般と学生でのみ高い。実際の事件では弁護活動はそれ以上行う余地がないと感じられるのか、当事者では客観的な評価がしにくいのか、この問題も今後検討すべき課題である。

以上、網羅的な質問項目を用いて弁護士特定、弁護士一般、学生の回答を比較することで、一般的に重要とされる要因や、事件ごとに重要とされる要因が明確になったと考える。しかし、上述の問題に加え、今後検討すべき課題も少なくない。

第 1 に、サンプルの偏りの問題が挙げられる。本調査の主たる回答者は大阪弁護士会、および大阪で行われた国選シンポジウムに参加した弁護士であった。その多くが大都市で活動し、刑事弁護の経験のある、おそらく

は意識が高い弁護士である。地方ではどうか、刑事弁護の経験がない弁護士ではどうか等、より広いサンプルを対象に調査を進める必要がある。現在の段階では、一般化には慎重でなければならない。

第2に、調査票のさらなる工夫が必要である。例えば詐欺、脅迫、強姦・強制わいせつでは、参考人・共犯者の供述が重要だとされる度合いが高かった。しかし、同じ参考人でも目撃者が被害者により供述の重要性が異なる可能性がある。また、共謀の有無なども尋ねておけばよかった。調査項目はむやみに増やすことはできないが、裁判に関わる人物（被疑者／被告人、被害者、警察官、検事、裁判官、弁護士、目撃者、共犯者、鑑定人等）ごとに問題を整理してみることも価値があると思われる。

第3に、すでに指摘したことではあるが、項目の中にはその重要性がどのような意味合いで判断されたのか、不明なものがある。例えば1審有罪、1・2審有罪、1・2・3審有罪の順に「裁判の問題」が重要だとされる度合いは高くなった。しかし、有罪が重なったから「裁判の問題」が重要だと判断とされる度合いが高まったのか（つまり「裁判の問題」は帰属先として重要なのか）、「裁判の問題」が大きかったために控訴審も有罪となったのか（つまり「裁判の問題」は原因として重要だったのか）は必ずしも明らかでない。こういった問題の検討には、面接等による詳細な調査が必要である。

第4に、今後は誤起訴・誤判原因に関する弁護士の意識がどの程度警察官や検事、裁判官によっても共有されているのか、あるいはされていないのかを明らかにすることも必要であろう。例えば捜査側にとっては、ある程度の「見込み捜査」は迅速で有効な捜査のためにやむを得ないことと考えられているかもしれない。「長期間の勾留」も、真犯人を捕えるためには必要だと認識されているかもしれない。警察官、検事、裁判官がどのような誤起訴・誤判意識をもっているのかを明らかにすることは、誤起訴・誤判を予防するためにも、効率的なコミュニケーションのためにも重要だと思われる。もしも弁護士と検事、あるいは裁判官との間で意識に違いがあれば、弁護士はその前提に立って弁護活動を行う必要があるだろう。

最後に、弁護士特定において重要だとされた項目について、それが実際にあったのか、あったと認識されただけなのかを明らかにすることも必要である。例えば「自白」や「証拠の開示」は、その有無が誰にとっても明らかである。しかし「供述の強要や誘導」や「予断・偏見」は何をもって強要や誘導、あるいは予断・偏見とするのか。これは当事者の主観的な判断に依存する部分も多いと思われる。弁護士の意識を現実の調書や判決文とつぎ合わせていくことにより、意識の由来を明らかにすることができるともかもしれない。

今回の調査では「無実の人が誤って起訴されたり有罪とされたりすること」に関わる要因に焦点を当てたが、今後は「無実の人が誤って起訴されたり有罪とならなかった」ことを可能にした要因を浮き彫りにする方向での調査も必要であろう。

謝辞：第1次調査にご協力くださった大阪弁護士会、第2次調査にご協力くださった国選シンポジウム関連諸氏、調査用紙を「季刊刑事弁護」に入れてくださった現代人文社、調査の実施を許可くださった北海道大学の教員、そして回答を寄せてくださった弁護士、学生の方々にお礼を申し上げたい。また、調査票の作成にあたっては、浜田寿美男教授（奈良女子大学）、中川孝博助教授（龍谷大学）、後藤昭教授（一橋大学）をはじめ、龍谷大学法と心理学研究会の会員の方々から多くの示唆を受けた。また、データ収集にあたっては桑山あや助手（龍谷大学）をはじめ、龍谷大学の学生諸君の多大な助力を得た。集計、分析にあたっては山住賢司氏（東京都立大学）、東海林麗華氏（東京都立大学）の援助を受けた。また草稿段階において、白取佑司教授（北海道大学）、松村良之教授（北海道大学）、森直久助教授（札幌学院大学）をはじめ、札幌法と心理研究会の会員による示唆を受けた。記して感謝申し上げる。

付記：本稿は、仲、村井、一瀬が中心に行った調査を仲が分析し、執筆したものである。調査は村井敏邦代表龍谷大学基金および仲真紀子代表科学研究費補助金(C)(2)13610094の助成を受けて行われた。なお、結果の一部は *International Conference on Memory and Cognition* (2002) および *International Conference of Psychology and Law* (2003) において発表した。

- (1) 人権擁護委員会（1981）が6事例について指摘した問題と、誤起訴・誤判委員会（1989～1995）が14事例について指摘した問題を、本研究で用いる網羅的な項目を使ってチェックしたものを付録1に示す。人権擁護委員会（1981）の分析

では捜査・起訴の問題が重点的に取り上げられていること、誤起訴・誤判委員会(1989～1995)の分析では弁護活動の問題も扱われていることがわかる。

(2) 1次調査には含まれていたが2次調査(表2-1-4参照のこと)では削除した項目は以下の15項目である。捜査・起訴の問題の「その他捜査の不当・違法」、裁判の問題の「その他証拠評価の誤り」、被告人の特性の「視聴覚障害」「言語障害」「精神障害」「身体障害」「病気」「その他特性」、参考人・供述人の特性の「視聴覚障害」「言語障害」「精神障害」「身体障害」「病気」「その他特性」、弁護活動の問題の「その他不十分な起訴後弁護」。一方、1次調査にはないが2次調査では加えた項目は被告人の問題の「その他の障害・病気」および参考人・共犯者の問題の「その他の障害・病気」である。「その他の障害・病気」は、削除した「視聴覚障害」「言語障害」「精神障害」「身体障害」「病気」をまとめたものとして追加した。

(3) 統計的な分析は以下のように行った。まず、弁護士特定と弁護士一般の比較は、同じ弁護士が2つの調査票に回答している第2調査のデータにおいて「重要」とされた項目数の割合について(弁護士特定・弁護士一般)×(領域)の2要因分散分析を行った。2要因とも被験者内要因である。また、下位検定にはLSDを用い、有意水準としては5%を適用した。その結果、2つの主効果と交互作用が有意であった[弁護士特定・弁護士一般については $F(1, 28) = 22.3$ 、 $p < 0.001$; 領域については $F(4, 112) = 25.4$ 、 $p < 0.001$; 交互作用は $F(4, 112) = 2.5$ 、 $p < 0.05$]。弁護士一般は弁護士特定よりも高く($p < 0.001$)、「捜査・起訴の問題」と「裁判の問題」は「弁護活動の問題」よりも高く($p < 0.001$)、「弁護活動の問題」は「被告人の特性」「参考人・共犯者の特性」よりも高い($p < 0.001$)。ただし交互作用があり、弁護士特定では「弁護活動の問題」は「被告人の特性」「参考人・共犯者の特性」と差がない。一方弁護士一般では「弁護活動の問題」は「被告人の特性」「参考人・共犯者の特性」よりも高く($p < 0.001$)、「裁判の問題」と差がなかった。

次に、弁護士一般と学生については、(弁護士一般・学生)×(領域)の2要因分散分析を行った。一般・学生は被験者間要因である。その結果、領域のみが有意であった[$F(4, 584) = 56.0$ 、 $p < 0.001$]。「被告人の特性」と「参考人・共犯者の特性」は他の3つの領域よりも低かった($p < 0.001$)。

最後に、弁護士特定と学生についても(弁護士特定・学生)×(領域)の2要因分散分析を行った。特定・学生は被験者間要因である。その結果、2つの主効果と交互作用が有意であった[弁護士特定・学生については $F(1, 176) = 115.2$ 、 $p < 0.001$; 領域については $F(4, 704) = 57.6$ 、 $p < 0.001$; 交互作用は $F(4, 704) = 8.19$ 、 $p < 0.001$]。学生は弁護士特定よりも高く($p < 0.001$)、「捜査・起訴の問題」と「裁判の問題」は「弁護活動の問題」よりも高く($p < 0.001$)、「弁護活動の問題」は「被告人の特性」「参考人・共犯者の特性」よりも高かった($p <$

0.001)。ただし交互作用があり、弁護士特定では「弁護活動の問題」と「被告人の特性」「参考人・共犯者の特性」に差がない。一方学生では「弁護活動の問題」は「被告人の特性」「参考人・共犯者の特性」よりも高く ($p<0.001$)、「裁判の問題」とは差がなかった。

- (4) 弁護士特定と弁護士一般では $r=0.72$ ($p<0.01$)；弁護士特定と学生では $r=0.56$ ($p<0.01$)；弁護士一般と学生では $r=0.58$ ($p<0.01$) であった。なお、調査1の弁護士特定と調査2の弁護士特定では $r=0.82$ ($p<0.01$)；調査2の弁護士特定と調査2の弁護士一般では $r=0.70$ ($p<0.01$) であった
- (5) 欠損値をケースワイズで処理したところ、121のケースが処理された。固有値1以上、説明率50%をめどに因子の数を4とし、ヴァリマックス回転を行った結果、4つの因子を得た。
- (6) 統計的な分析は、注(3)の分析と同様、以下のように行った。まず、弁護士特定と弁護士一般の比較は、同じ弁護士が2つの調査票に回答している第2調査のデータにおいて「重要」とされた項目数の割合について(弁護士特定・弁護士一般)×(因子)の2要因分散分析を行った。2要因とも被験者内要因である。また、下位検定にはLSDを用い、有意水準としては5%を適用した。その結果、2つの主効果と交互作用が有意であった[弁護士特定・弁護士一般については $F(1, 28)=24.25$ 、 $p<0.001$ ；因子については $F(3, 84)=38.58$ 、 $p<0.001$ ；交互作用は $F(3, 84)=4.22$ 、 $p<0.01$]。弁護士一般は弁護士特定よりも高く ($p<0.001$)、F2とF3はF1とF4よりも高かった ($p<0.001$)。F2とF3の間には差はなく、F4はF1よりも高かった ($p<0.05$)。ただし交互作用があり、弁護士特定ではF2とF3に差はないが、弁護士一般ではF3はF2よりも高かった ($p<0.01$)。また、弁護士特定ではF1とF4に差はないが、弁護士一般ではF4はF1よりも高かった ($p<0.01$)。

また、弁護士一般と学生については、(弁護士一般・学生)×(因子)の2要因分散分析を行った。一般・学生は被験者間要因である。その結果、因子の主効果と交互作用が有意であった[因子は $F(3, 438)=74.87$ 、 $p<0.001$ ；交互作用は $F(3, 438)=12.39$ 、 $p<0.001$]。弁護士一般・学生の主効果は有意ではなかった。F1よりもF4、F4よりもF2、F2よりもF3が高かった ($p<0.01$)。ただし交互作用があり、弁護士一般ではF1よりもF4、F4よりもF2、F2よりもF3が高かった ($p<0.01$)。一方学生ではF1よりもF2、F3、F4が高く ($p<0.001$)、F2、F3、F4には差はなかった。

弁護士特定と学生についても(弁護士特定・学生)×(因子)の2要因分散分析を行った。因子のみ被験者内要因である。その結果、2つの主効果と交互作用が有意であった[弁護士特定・学生については $F(1, 176)=116.11$ 、 $p<0.001$ ；因子については $F(3, 528)=67.89$ 、 $p<0.001$ ；交互作用は $F(3, 528)=8.13$ 、 $p<0.001$]。学生は弁護士特定よりも高く ($p<0.001$)、F2はF3よりも、F3は

F4 よりも、F4 は F1 よりも高かった ($p < 0.05$)。ただし交互作用があり、弁護士特定では F1 よりも F4、F4 よりも F3、F3 よりも F2 が高かった ($p < 0.01$)。一方学生では F1 よりも F2、F3、F4 が高く ($p < 0.001$)、F2、F3、F4 の間には差はなかった。

(7) 弁護士特定について (受任時期) × (領域)、(受任時期) × (因子) の 2 種類の 2 要因分散分析を行った。その結果、領域については受任時期と領域の交互作用が有意であった [$F(8, 316) = 2.54, p < 0.05$]。「捜査・起訴の問題」については、「起訴前」と「控訴審」が「1 審」よりも高かった。「裁判の問題」と「弁護活動の問題」については、「控訴審」が「1 審」よりも高かった ($p < 0.05$)。因子については受任時期に関する差はなかった。

(8) 弁護士特定について (受任形態) × (領域)、(受任形態) × (因子) の 2 種類の 2 要因分散分析を行った。その結果、領域については受任形態と領域の交互作用が有意であった [$F(4, 324) = 24.5, p < 0.001$]。「捜査・起訴の問題」についてのみ、私選のほうが国選よりも、これらの項目を重要とする度合いが高かった ($p < 0.001$)。因子については受任形態に関する差はなかった。

(9) 弁護士特定について (判決) × (領域)、(判決) × (因子) の 2 種類の 2 要因分散分析を行った。領域については判決の主効果、および判決と領域の交互作用が有意であった [$F(5, 79) = 4.19, p < 0.01$; $F(20, 316) = 4.19, p < 0.01$]。無、無無、有無に比べ有有、有有有のほうがこれらの項目を重要とする度合いが高かった ($p < 0.05$)。「捜査・起訴の問題」は無無が無、有無、有よりも高く、有有有、有有有よりも高かった ($p < 0.05$)。「裁判の問題」は有有有が無、無無、無有、有よりも高く、有無と有が無、無無よりも高かった ($p < 0.05$)。「参考人・共犯者の特性」は有有が無、有無、有よりも高かった ($p < 0.05$)。「弁護活動の問題」は有有が無、無無、無有、有、有有有よりも高く、有有が無よりも高かった ($p < 0.05$)。因子については判決に関する差はなかった。

文献

船木誠一郎 (2003). 放火. 刑事弁護, 89-94.

本田兆司 (2003). 窃盗. 刑事弁護, 36, 39-46.

一瀬敬一郎 (2003). 詐欺. 刑事弁護, 36, 47-56.

蔵島行雄・仲真紀子・原聡 (2002). 目撃証言の心理学. 北大路書房.

岩本朗 (2003). 強姦・強制わいせつ. 刑事弁護, 36, 104-109.

黒田一弘 (2003). 業務上過失傷害・業務上過失致死. 刑事弁護, 36, 80-88.

中川孝博 (2003). 誤判原因の分析方法. 刑事弁護, 36, 33-38.

日本弁護士連合会 (1981). 「刑事裁判と誤判原因」資料集——自白を中心として——.

日本弁護士連合会 (1989). 「刑事裁判の現状と問題点」に関する全会員アンケート

結果報告書.

- 日本弁護士連合会人権擁護委員会 (編) (1989). 事例研究誤判 I (平成元年).
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会 (編) (1990). 事例研究誤判 II (平成 2 年).
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会 (編) (1991). 事例研究誤判 III (平成 3 年).
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会 (編) (1994). 事例研究誤判 IV (平成 6 年).
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会 (編) (1995). 事例研究誤判 V. (平成 7 年).
- 萩野淳 (2003). 覚せい剤点その他薬物犯罪. 刑事弁護, 36, 95-103.
- 大川治 (2003). 恐喝. 刑事弁護, 36, 57-64.
- 笹森学 (2003). 暴行・傷害. 刑事弁護, 36, 72-79.
- 佐藤博史 (2003). 誤判原因分析と刑事弁護, 刑事弁護, 36, 28-32.
- Wells, G. L., Small, M., Penrod, S., Malpass, R. S., Fulero, S. M., and
Brimacombe, C. A. E. (1998). Eyewitness identification procedures: Recommendations for lineups and photospreads. *Law & Human Behavior*, 22, 603-647.

付録：誤判事例の分析 その1

<日弁連第24回人権擁護大会・シンポジウム基調報告書>						日弁連・人権擁護委員会<事例研究資料I-V>			
表1. 再審6事件の概要と問題点より						I (1989)	I	I	
	免田事件	弘前事件	財田川事件	米谷事件	徳島事件	松山事件	四日市青果商殺し事件	結城殺人事件	常置累犯窃盗事件
<捜査・起訴の問題>									
【捜起1】 初動捜査の不備	物証なしの初動捜査								
【捜起2】 見込み捜査		見込み逮捕		手ぬぐいをもとに見込み追及			捜査のあせりと見込み捜査	見込み捜査	前科と偏見
【捜起3】 物証の収集不十分									
【捜起4】 アリバイの無視		アリバイ主張を無視						アリバイ関係者に対する圧力	
【捜起5】 違法な任意同行	任意同行								任意同行の違法性
【捜起6】 違法な現行犯逮捕									
【捜起7】 別件逮捕	別件、緊急逮捕	虚偽の資料で別件逮捕	2度別件逮捕			別件逮捕	別件逮捕による違法な捜査		
【捜起8】 長期間の勾留		1ヶ月の勾留	144日間勾留・代用監獄	23日勾留・代用監獄		長時間連日取り調べ・代用監獄			
【捜起9】 被疑者に対する暴力	断眠と脅迫		ロープ・手錠・正座	土下座・頭をこづく	家族の心配を逆手に	誘導偽計（アリバイ）			
【捜起10】 被疑者に対する供述の強要や誘導	誘導	欺もう		誘導	殺害方法を誘導		代用監獄における勾留と自白の強要		自白の強制
【捜起11】 被疑者に対する長時間の取り調べ		1ヶ月	144日	23日		長時間連日取り調べ・代用監獄		代用監獄制度の弊害	
【捜起12】 参考人に対する供述の強要や誘導					少年2人を別件逮捕、強制的取り調べ		参考人に対する供述の誘導		
【捜起13】 参考人に対する長時間の取り調べ					少年2人を長期勾留				
【捜起14】 自白の偏重	意識混濁で5日間に自白	否認	証拠は自白のみ				自白の偏重	自白の強要	自白の強制
【捜起15】 共犯者供述の偏重									
【捜起16】 参考人供述の評価の誤り		アリバイ主張を無視							
【捜起17】 物証の軽視・誤認	怪しいというだけで別件逮捕	人血の証明がないまま		手ぬぐいをもとに見込み追及		物証はない	物証の軽視と科学的捜査の欠如	ポリグラフ検査の悪用	客観的捜査の不備
【捜起18】 状況証拠の軽視・誤認									
【捜起19】 無罪方向の証拠の軽視・誤認		アリバイ主張を無視		真犯人	外部犯人の証拠				
【捜起20】 弁解活動に対する妨害									
【捜起21】 鑑定への誤り	船尾鑑定（血痕）	古畑等の鑑定	船尾鑑定（血痕）	血液型		木村・須山鑑定（血痕）	鑑定の杜せん		
【捜起22】 証拠の隠匿・偽造									
その他			*捜査行き詰まり		*捜査行き詰まり	*同行者悪用	*検察官のチェック機能の欠如	*検査官のチェック機能の欠如	*検察官によるチェック機能が発揮されていないこと

付録：誤判事例の分析 その2

＜目弁連第24回人権擁護大会・シンポジウム基調報告書＞						目弁連・人権擁護委員会＜事例研究資料1＞			
表1. 再審6事件の概要と問題点より						I (1989)	I	I	
	免田事件	弘前事件	財田川事件	米谷事件	徳島事件	松山事件	四日市青果商 殺し事件	結城殺人事件	常習累犯窃盗 事件
＜裁判の問題＞									
【裁1】被告人への予断・偏見								予断と偏見	
【裁2】証拠の不開示									
【裁3】証人尋問の打ち切り									
【裁4】その他訴訟指揮の不当・違法									
【裁5】証拠採否の不当・違法								不自然、不合理な自白調査の信用	
【裁6】自白の偏重								自白の偏重	
【裁7】共犯者供述の偏重								大島供述の危険性の無視・勇造供述の曲解	
【裁8】参考人供述の評価の誤り									
【裁9】物証の軽視・誤認									
【裁10】状況証拠の軽視・誤認									
【裁11】無罪方向の証拠の軽視・誤認								アリバイ主張の軽視	
【裁12】鑑定問題									
＜被告人の特性＞									
【被1】知的障害									
【被2】その他の障害・病気									
【被3】薬物中毒									
【被4】少年			被告人19歳						
【被5】被暗示性・迎合性									
【被6】消極的態度									
【被7】意図的態度(身代わり等)									
【被8】外国人(言語の問題あり)									
【被9】前科・前歴									
＜参考人・共犯者の特性＞									
【参共1】知的障害									
【参共2】その他の障害・病気									
【参共3】薬物中毒									
【参共4】少年					少年の参考人				
【参共5】被暗示性・迎合性									
【参共6】消極的態度									
【参共7】意図的態度(身代わり等)									
【参共8】外国人(言語の問題あり)									
【参共9】前科・前歴									
＜弁護活動の問題＞									
【弁1】起訴前弁護なし						接見禁止が1審判決日まで	接見の制限	接見3回、親身でない	
【弁2】不十分な起訴前弁護								接見3回、親身でない	保護観察間の調査や証人申請
【弁3】不十分な反対尋問							*取調官、ポリグラフ検査官等に対する厳しい尋問		
【弁4】不十分な無罪方向の証拠収集							*客観的証拠と矛盾	アリバイ証人らへの尋問	被告人が接触した人物、警察との無縁連絡の調査
【弁5】不十分な弁護側立証								*裁判官・証拠調べに対する申し立て	

[illegible]